

学校法人東京歯科大学

公益通報(内部通報)受付・相談窓口

学校法人東京歯科大学（以下「本法人」という。）では、法令違反・不正行為等について早期発見・是正措置を図るため、「学校法人東京歯科大学における公益通報者の保護等に関する規程」を定め、法人内に公益通報受付・相談窓口を設置しております。

公益通報について

公益通報とは、労働者等が、勤務先において刑事罰・行政処分の対象となる不正が行われ、又はまさに行われようとしている旨を、不正の目的でなく通報することを言います。本学における公益通報の取扱いについて、詳しくは下記の規程等をご確認ください。

- ・ [学校法人東京歯科大学における公益通報者の保護等に関する規程（PDF形式）](#)
- ・ [公益通報者保護法](#)

受付対象者

以下の方からの通報・相談を受け付けます。

- ① 本法人役員、教職員（非常勤教職員を含む。）
- ② 委託又は派遣契約等により本法人において就労する方
- ③ 上記①と②で本法人を退職して1年以内の方

公益通報受付・相談窓口

【窓口】 学校法人東京歯科大学 法人事務局庶務課

【受付方法】 ※電話、FAX はご利用できません。

- ① 公益通報受付・相談フォームのご利用：[こちら](#)（面談予約もこちらから可能です。）
- ② 書面(送付先)：〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町二丁目9番18号
学校法人東京歯科大学 法人事務局庶務課（公益通報受付・相談窓口）
- ③ 電子メール：koueki@tdc.ac.jp

通報にあたっては、通報対象事実に関する内容を具体的に記述し、また原則として通報者の氏名及び連絡先を記入してください。匿名での通報の場合、十分に事実関係の調査及び調査結果の通知等が行えない可能性があります。

通報者・相談者の保護

通報者及び相談者は、正当な通報又は相談をしたことを理由として、解雇、降格、派遣契約の解除その他のいかなる不利益も受けません。また、調査・対応上必要な場合を除き、通報内容、調査結果等を第三者に開示することはありません。通報者の個人情報、個人情報保護法及び本学の規定に基づき適切に管理されます。

留意事項

・本法人の公益通報受付・相談窓口の職員以外の職員が公益通報を受けた場合は、速やかに公益通報受付・相談窓口へ連絡し、又は当該公益通報者に対し、公益通報受付相談・窓口へ公益通報するよう助言してください。

・通報者が不正の利益を得る目的、本学及び第三者に危害を与える目的、他人を誹謗中傷する目的、その他不正の目的で行う通報や虚偽通報は禁止されています。これらの通報を行った場合、就業規則等により処分されることがあります。

・下記ご相談はそれぞれの専用窓口、又は相談員にご連絡ください。

研究活動に係る不正：大学庶務課、短期大学総務課

公的研究費不正使用：大学各部局の会計課、短期大学総務課

ハラスメント・性暴力：[こちら](#)をご参照ください。